

令和2年4月30日

保護者の皆さまへ

酒田市健康福祉部子育て支援課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について
(緊急事態宣言の期間終了または延長に伴う対応)

日頃から、本市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本市では、令和2年4月10日付けで、家庭で保育が可能な場合は、家庭内保育を行い、登園（登所）の自粛をお願いしておりました。その後、4月16日に総理大臣が5月6日まで緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大することを発表し、山形県では、同日に、4月25日から5月10日まで業種を特定し休業要請することが発表されました。また、4月28日の全国知事会においては、緊急事態宣言の延長を求める方針を決め、緊急提言として提出するとされています。

つきましては、保育所等及び学童保育所の利用については、下記のとおり対応をお願いいたします。

なお、状況が日々変化することから、対応については変更になる場合や、急なお知らせとなる場合があることをご了承ください。

記

I 山形県による休業要請の延長がされた場合

- 令和2年4月10日付け「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について」を継続する。
 - 1 登園（登所）前に必ず児童の体温を計測してください。
 - 2 発熱や咳等、風邪の症状がみられるときは、園（所）内での感染防止のため登園（登所）を控えてください。
 - 3 職場の休業やシフトによる休暇など家庭で保育が可能な場合は、家庭内保育を行い、登園（登所）自粛にご協力願います。（緊急事態宣言または山形県による休業要請のいずれかの長い終期まで）
 - 4 登園（登所）時は、マスク着用が可能な児童はマスクを着用させてください。なお、保護者の方も送迎の際は、できる限りマスクの着用をお願いします。
 - 5 保育所等又は学童保育所において、新型コロナウイルス感染症が確認された場合は、休園（休所）となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

II 山形県による休業要請の延長がされなかった場合

○ 家庭で保育が可能な場合における登園（登所）の自粛を5月11日（月）より解除いたします。なお、登園（登所）にあたっては、引き続き、次のとおり対応をお願いいたします。

- 1 登園（登所）前に必ず児童の体温を計測してください。
- 2 発熱や咳等、風邪の症状がみられるときは、園（所）内での感染防止のため登園（登所）を控えてください。
- 3 登園（登所）時は、マスク着用が可能な児童はマスクを着用させてください。なお、保護者の方も送迎の際は、できる限りマスクの着用をお願いします。
- 4 保育所等又は学童保育所において、新型コロナウイルス感染症が確認された場合は、休園（休所）となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

III その他

小学校の休業の延長等については、酒田市教育委員会から別途お知らせがあるかと思われま。

学童保育所の利用については、小学校の休業の延長の有無に関わらず I または II の対応をお願いいたします。

問合せ先
酒田市健康福祉部子育て支援課
TEL0234-26-5735
FAX0234-23-2258
e-mail: kosodate@city.sakata.lg.jp